



低所得世帯を対象

灯油代 5 千円を助成します

町では、冬期間の経済的負担の軽減を図るため、低所得世帯を対象に灯油代の一部を助成します。対象になると思われる世帯には申請書類を送付しますので、必要事項を記入の上、期間内に申請してください。

なお、申請書類が送付されない方でも対象と思われる方は、お問い合わせください。

▷助成を受けられる世帯 平成27年12月1日現在で本町に住民登録があり、平成27年度の町民税が世帯全員非課税で、次の①～③のいずれかに該当する世帯

①高齢者世帯 満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯

②障がい者世帯など

- ・身体障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯
- ・療育手帳の交付を受けている人がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯
- ・特別児童扶養手当を受給している人がいる世帯
- ・障害基礎年金を受給している人がいる世帯

- ・要介護4または5の認定を受けている人がいる世帯
- ・知的障がい児または知的障がい者の判定を受けている人がいる世帯

③ひとり親世帯

- ・平成9年4月2日以降に生まれた児童が養育されている母子世帯・父子世帯

- ・父母がともにいない児童が養育されている世帯

※ただし、社会福祉施設などに入所している人および長期入院（継続して6カ月以上）している人は対象になりません。

▷助成額 1世帯あたり5,000円

▷支払い方法 口座振り込み

▷申請期間 2月8日～26日（土・日曜日、祝日を除く）

※申請受付日程については、申請書に同封しますので、確認の上お近くの会場にて申請してください。

▷必要な物 申請書、印鑑、預金通帳

◆問い合わせ 町健康福祉課福祉チーム（☎82-3111内線149）へどうぞ。

町内の放課後児童クラブ

新年度の利用者へのご案内

町内の放課後児童クラブでは、4月からの利用者を募集します。対象となるのは、共働きなどで日中に保護者がいない家庭の児童です。利用を希望する方は期限までにお申し込みください。

▷施設と利用対象者 右表のとおり

▷利用時間 ▶平日…放課後～午後6時▶土曜日、長期休業日…午前8時～午後6時

▷休業日 日曜日、祝日、年末年始

▷利用料 ▶1人目…5,000円／月▶2人目…4,000円／月▶3人目…2,500円／月▶一時利用…500円／日

※生活保護世帯は無料となります。また、ひとり親世帯は1人目の利用料が4,000円となります。

▷申し込み方法 町健康福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、提出してください。

▷申込期間 2月1日～2月29日

◎一時利用もできます

保護者が仕事の都合やけが、病気などで家を空ける場合に、一時的に放課後児童クラブを利用することができます。また、土曜日や長期休業時に限り対象学区外の児童も利用できます。

※一時利用を希望する方は、3日前までにお申し込みください。

◆申込先・問い合わせ 町健康福祉課児童福祉係（☎82-3113）へどうぞ。

◆町内の放課後児童クラブ

施設名	対象児童	定員	開設場所 電話番号
豊間根地区 放課後児童クラブ	豊間根小 荒川小	40人	豊間根3-175-11 (☎86-3751)
山田北小学校 放課後児童クラブ	大沢小 山田北小	40人	山田13-44-2 (☎81-2202)
山田南小学校 放課後児童クラブ	山田南小	80人	山田南小学校内 (☎82-6211)
轟木児童館 放課後児童クラブ	織笠小 轟木小	40人	轟木児童館内 (☎82-2715)
船越小学校 放課後児童クラブ	船越小 大浦小	40人	船越9-10-1 (☎84-3861)

